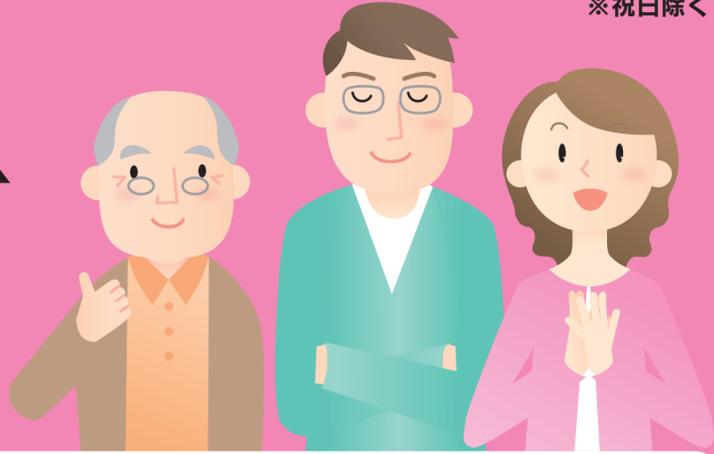


# 裁判のその前に話し合いで解決しませんか？

# ADR

Alternative Dispute Resolution  
裁判外紛争解決手続

電話受付  
午前9:00～午後6:00  
(月曜日～土曜日)  
※祝日除く



## 離婚 財産分与 慰謝料

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は  
取り扱い出来ません。



## 遺産分割 遺留分 相続

埼玉に隣接する都県の  
案件にも対応いたします



## 交通事故

自転車事故  
物損事故



## 建物

敷金返還 原状回復



※上記4分野とも公序良俗に反する内容、当事者双方が日本国籍を有していない場合の紛争は取り扱い致しません。取り扱い出来ない分野の場合は他の解決機関等を紹介致します。

運営主体 **埼玉県行政書士会**  
法務大臣認証114号



# 行政書士ADRセンター埼玉

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

TEL 048-8333-1132

FAX 048-8333-0777

